

十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十四年十一月十一日に発行した割引短期国債	平成十四年十二月五日	財務大臣 塩川 正十郎	割引短期国庫債券（第三百十六回）	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、	○財務省告示第四百二十九号
場	元	償	格	発	発	種	額	発	募	発	法	発	の	の	の	の	の	の	
所	金	還	募	行	行	類	面	行	入	行	律	行	条	発	行	行	行	行	
	支	金	入	価	行	額	金	額	決	額	及	の	項	の	の	の	の	の	
	払	額	平均	格	日	の	額	額	定	額	び	そ	法	根	記	記	記	記	
			価																
国債代理店及び国債元利金支払	日本銀行の本店、支店、代理店、	額面金額百円につき百円	額面金額百円につき九十九円九	募価格	十九銭七厘以上のそれぞれの応	十億円の四種	千万円、五千万円、一億円及び	額面金額で二兆九百九十六億九	各申込みのうち応募価格の高い	ものからその応募額を順次割り	当てる。	札発行	価格を競争に付して行われる入	三十九年法律第六号）第五条第	国債整理基金特別会計法（明治	国債の根拠	名称及び記	名称及び記	名称及び記

十 十
五 四

払 者 入
込 者 札
期 者 参
日 者 加

平 財 取
成 務 扱
十 大 店
四 臣 並
年 か び
十 ら に
一 通 取
月 知 扱
十 を 郵
一 受 便
日 け 局
 者